

公益財団法人前橋市まちづくり公社寄附金取扱規程

平成31年3月13日
規程第3号

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人前橋市まちづくり公社（以下「公社」という。）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(寄附金の種類)

第2条 この規程における寄附金とは、公益財団法人前橋市まちづくり公社定款（平成23年一般財団法人前橋市文化スポーツ振興財団認証）第4条に規定する事業を財政的に支援する目的で寄附される金銭等であり、種類は次のとおりとする。

- (1) 一般寄附金 寄附者が用途を特定せずに寄附した寄附金
- (2) 特定寄附金 寄附者により用途が予め特定された寄附金

2 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

(寄附金の募集)

第3条 寄附金の募集は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 一般寄附金 公社は常時、一般寄附金を募ることができるものとし、一般寄附金申込書（様式第1号）により受け付けるものとする。
- (2) 特定寄附金 寄附者から用途が特定されている寄附金は、特定寄附金申込書（様式第2号）により受け付けるものとする。

2 公社の理事、監事及び職員は、寄附の募集に関し、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第17条の各号に定める行為をしてはならない。

(寄附金の取扱い)

第4条 一般寄附金については、寄附金全額を公益目的事業に使用するものとする。

2 特定寄附金については、寄附者が特定した事業に使用するものとする。

(受入の制限)

第5条 公社は、寄附金が次の各号のいずれかに該当するときは、その寄附金を受入れることができない。

- (1) 寄附金の対価として何らかの利益又は便宜を供与することを条件に付したとき。
- (2) 寄附金の経理について監査を行うことを条件に付したとき。
- (3) 寄附後に寄附金の全部又は一部を取り消すことができることを条件に付したとき。
- (4) 寄附金を受入れることにより公社の業務、財政又は名誉に負担又は支障が生じると認められるとき。
- (5) その他、理事長が公社の運営上支障があると認めたとき。

(受入の決定)

第6条 受入れを決定したときは、寄附者に寄附金申込受領書（様式第3号）を送付するものとする。

(受領書の送付)

第7条 寄附金を受領したときは、遅延なく受領書を寄附者に送付するものとする。

2 前項の受領書には、公社の事業に関連する寄附金であることについて、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(寄附金に係る結果の報告)

第8条 公社は、毎事業年度終了後3か月以内に寄附金総額、使途、その他必要な事項を記載した報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、報告書の交付は、ホームページ上の公開に代えることができる。

(寄附金の運用)

第9条 寄附金は安全、確実、かつ有利な運用に努めなければならない。

2 寄附金の運用から生じた収益は、公社収支予算書に計上しなければならない。

3 寄附金による現金は、金融機関への預金、その他最も確実及び有利な方法により管理しなければならない。

(備置及び閲覧等)

第10条 公社が受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号）第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

(個人情報保護)

第11条 寄附者に関する個人情報については、公益財団法人前橋市まちづくり公社個人情報管理規程（平成27年一般財団法人前橋市文化スポーツ振興財団規程第8号）に基づき、細心の注意を払って情報管理に努めるものとする。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。